

局所陰圧閉鎖処置 診療報酬について

2022年4月改訂版



入院外

対象製品 ▶ PICO® 創傷治療システム



PICO 創傷治療システム

			1	2	3
			<100cm ²	100-200cm ²	≥200cm ²
処置料 ※1 ※2	J003-2局所陰圧閉鎖処置(入院外)	初回加算点数(初回貼付時のみ)	1,690点	2,650点	3,300点
		処置点数(1日につき)	240点	270点	330点
材 料	特定保険医療材料	局所陰圧閉鎖処置用材料	18円/cm ²		
		陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円		

※1 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。

※2 局所陰圧閉鎖処置料の算定には、局所陰圧閉鎖処置用材料を合わせて使用した場合に限り算定可能。ただし、切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。

令和4年 厚生労働省告示第58号

診療報酬の算定方法の一部を改正する件 [令和4年厚生労働省告示第54号]

J003-2 局所陰圧閉鎖処置(入院外)(1日につき)

- 100平方センチメートル未満 240点
- 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 270点
- 200平方センチメートル以上 330点

注 初回の貼付に限り、1にあつては1,690点を、2にあつては2,650点を、3にあつては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第1号]

J003-2 局所陰圧閉鎖処置(入院外)(1日につき)

- (1) 入院中の患者以外の患者に対して陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行った場合に限り算定できる。
- (2) 「1」から「3」までに示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被覆すべき創傷面の広さをいう。
- (3) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
- (4) 局所陰圧閉鎖処置(入院外)を算定する場合は、区分番号「J001-4」重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷処置、区分番号「J000-2」下肢創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
- (5) 局所陰圧閉鎖処置(入院外)終了後に多血小板血漿処置を行う場合は、区分番号「J003-4」多血小板血漿処置を算定する。また、引き続き創傷部位の処置(多血小板血漿処置を除く。)が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
- (6) 「注」に規定する加算は、入院中に区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)を算定していた患者が引き続き入院外で局所陰圧閉鎖処置を実施した場合は算定できない。
- (7) 局所陰圧閉鎖処置(入院外)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる。ただし、切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。

特定保険医療材料の定義について [令和4年3月4日保医発0304第12号]

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第2章第2部(在宅医療)に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

013 局所陰圧閉鎖処置用材料

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」又は「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) 創傷を密封し、陰圧を付加することにより、肉芽形成の促進及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第9号]

在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

013 局所陰圧閉鎖処置用材料

(1) 局所陰圧閉鎖処置用材料は以下の場合にのみ算定できる。

- ア. 外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの） イ. 外科手術後離開創・開放創
ウ. 四肢切断端開放創 エ. デブリードマン後皮膚欠損創

(2) 主として創面保護を目的とする被覆材の費用は、当該材料を使用する手技料の所定点数に含まれ、別に算定できない。

(3) 局所陰圧閉鎖処置用材料は局所陰圧閉鎖処置開始日より3週間を標準として算定できる。特に必要と認められる場合については4週間を限度として算定できる。3週間を超えて算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。ただし、感染等により当該処置を中断した場合にあっては、当該期間は治療期間に含めない。

(4) 局所陰圧閉鎖処置用材料を使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(5) 訪問看護ステーション等の看護師等が局所陰圧閉鎖処置用材料を使用して処置を実施する場合には、十分な経験のある医師の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること。

(6) 局所陰圧閉鎖処置用材料は、陰圧創傷治療用カートリッジと併用し、関連学会等の定める適正使用に係る指針を遵守して使用した場合に限り算定する。

特定保険医療材料の定義について [令和4年3月4日保医発0304第12号]

在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

014 陰圧創傷治療用カートリッジ

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。

(2) 管理された陰圧を付加することで、創傷の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治療を促進することを目的とするものであること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第9号]

在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

014 陰圧創傷治療用カートリッジ

(1) 訪問看護ステーション等の看護師等が局所陰圧閉鎖処置用材料を使用して処置を実施する場合には、十分な経験のある医師の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること。

(2) 陰圧創傷治療用カートリッジは、関連学会等の定める適正使用に係る指針を遵守して使用した場合に限り算定する。

診療報酬請求書などの記載要領等について [令和4年3月25日保医発0325第1号]

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)

初回加算を算定した年月日、陰圧維持管理装置として使用した機器及び本処置の医学的必要性を記載すること。

J003-2 局所陰圧閉鎖処置(入院外)

初回加算を算定した年月日を記載すること。

J003(入院)/J003-2(入院外) 共通

(創傷処置、下肢創傷処置又は熱傷処置を併せて算定した場合)

併算定した処置と局所陰圧閉鎖処置のそれぞれの対象部位をそれぞれ記載すること。

[記載例] ＊算定年月日 局所陰圧閉鎖処置初回加算(100cm²未満)(入院) 1,690×1
必要に応じて陰圧維持管理装置の機器名と医学的必要性を追記

局所陰圧閉鎖処置に関する疑義解釈資料 [平成27年9月3日 厚生労働省事務連絡より抜粋]

問 J003局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)は、「特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる」とこととされているが、局所陰圧閉鎖処置用材料を算定した日しか当該処置料は算定できないのか。

答 過去に局所陰圧閉鎖処置用材料を算定していて、引き続き当該材料を使用して治療を行っている場合には、当該材料を算定した日以外の日であっても、1日につき1回、当該処置料を算定できる。

注) 令和4年3月4日保医発0304第1号の留意事項により、(10)陰圧維持管理装置として単回使用の機器を使用し、局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて算定した日に週3回に限り算定できる。

入院（腹部開放創に適用の場合）

対象製品 ▶ RENASYS[®] アブドミナルキット（RENASYS TOUCH陰圧維持管理装置と併用）



RENASYS アブドミナルキット



RENASYS TOUCH陰圧維持管理装置
（販売名：RENASYS創傷治療システム）

腹部開放創 陰圧閉鎖処置時に関連する診療報酬

			筋肉、臓器に達するもの
処置料	J003-3 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）	処置点数（1日につき）	1,100点

令和4年 厚生労働省告示第58号

診療報酬算定方法の一部を改正する件 [令和4年厚生労働省告示第54号]

J003-3 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（1日につき） 1,100点

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第1号]

J003-3 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（1日につき）

- (1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いた場合に限り、10 日を限度として算定する。なお、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）を算定する場合は、区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置（入院）は併せて算定できない。

腹部開放創用ドレッシングキット交換に関連する診療報酬

			筋肉、臓器に達するもの		
			1	2	3
			長径5cm未満	長径5cm以上10cm未満	長径10cm以上
処置料	K000 創傷処理	処置点数（腹部開放創用ドレッシングキット交換時）	1,400点	1,880点	2,690点
材 料	特定保険医療材料	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット	10,100点		

令和4年 厚生労働省告示第58号

診療報酬の算定方法の一部を改正する件 [令和4年厚生労働省告示第54号]

K000 創傷処理

1. 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,400点
2. 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,880点
3. 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
- イ. 頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 9,630点
- ロ. その他のもの 2,690点

―― 後 略 ――

注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮さつ又は縫合を行う場合に限り算定する。

注2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

注3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第1号]

K000 創傷処理

(1) 創傷処理とは、切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う場合の第1回治療のことであり、第2診以後の手術創に対する処置は区分番号「J000」創傷処置により算定する。なお、ここで筋肉、臓器に達するものとは、単に創傷の深さを指すものではなく、筋肉、臓器に何らかの処理を行った場合をいう。

—— 中 略 ——

(6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「口」のいずれかを算定する。

腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットに関連する情報

下記①~③のいずれかの施設基準の届け出を行なっている医療機関においてのみ算定可能	
条 件	・ A300救命救急入院料（1日につき）「1」救急救命入院料1から「4」救急救命入院料4までのいずれか ・ A301特定集中治療室管理料（1日につき）「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4までのいずれか ・ A301-4小児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上期間又はA302新生児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれか

特定保険医療材料の定義について [令和4年3月4日保医発0304第12号]

202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「腹部開放創用ドレッシングキット」であること。
- (2) 腹部臓器の露出を伴う腹部開放創であって、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、臓器保護及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。
- (3) 露出した腹部臓器を覆うシートについては、陰圧を付加し、滲出液と感染性老廃物の除去等を行うための流路等の構造を有するものであること。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第9号]

202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

- (1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。
- (2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料（1日につき）「1」救急救命入院料1から「4」救急救命入院料4までのいずれか、A301特定集中治療室管理料（1日につき）「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4までのいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上期間又はA302新生児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。
- (3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

入院（難治性創傷に適用の場合）

対象製品

▶ RENASYS[®] 創傷治療システム

▶ PICO[®] 創傷治療システム



			1	2	3
			<100cm ²	100-200cm ²	≥200cm ²
処置料 ※1 ※2	J003局所陰圧閉鎖処置(入院)	初回加算点数(初回貼付時のみ)	1,690点	2,650点	3,300点
		処置点数(1日につき)※3 ※4	1,040点	1,060点	1,100点
材 料	特定保険医療材料	局所陰圧閉鎖処置用材料	18円/cm ²		
		陰圧創傷治療用カートリッジ	算定不可		

※1 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。

※2 局所陰圧閉鎖処置料の算定には、局所陰圧閉鎖処置用材料を合わせて使用した場合に限り算定可能。
ただし、切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。

※3 陰圧維持管理装置として単回使用の機器を使用し、局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて算定した日に週3回に限り算定できる。

※4 初回加算を算定した日、陰圧維持管理装置として使用した機器及び本処置の医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

令和4年 厚生労働省告示第58号

入院（術後縫合創に適用の場合）

対象製品

▶ PICO 創傷治療システム



材 料	特定保険医療材料 (手術当日のみ)	局所陰圧閉鎖処置用材料	18円/cm ²
		陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円

手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で術後縫合創に使用した場合に限る。
これに加え、下記の2つの条件が全て当てはまる場合、算定可能。

条件①	下記の特定入院料を算定している A301 特定集中治療室管理料 A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 A301-4 小児特定集中治療室管理料 A302新生児特定集中治療室管理料 A303総合周産期特定集中治療室管理料
条件②	ア. BMIが30 以上の肥満症の患者 イ. 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者 ウ. ステロイド療法を受けている患者 エ. 慢性維持透析患者 オ. 免疫不全状態にある患者 カ. 低栄養状態にある患者 キ. 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者 ク. 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
上記に当てはまらない手術で使用する場合、手術点数に包括	

令和4年 厚生労働省告示第58号

[関連する告示・通知]

診療報酬の算定方法の一部を改正する件 [令和4年厚生労働省告示第54号]

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)

- 1. 100平方センチメートル未満 1,040点
- 2. 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 1,060点
- 3. 200平方センチメートル以上 1,100点

注1 初回の貼付に限り、1にあつては1,690点を、2にあつては2,650点を、3にあつては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。
注2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。
注3 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して行った場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100又は100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第1号]

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)

- (1) 入院中の患者に対して処置を行った場合に限り算定できる。
- (2) 「1」から「3」までに示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被覆すべき創傷面の広さをいう。
- (3) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
- (4) 局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、区分番号「J001-4」重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷処置、区分番号「J000-2」下肢創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
- (5) 局所陰圧閉鎖処置(入院)終了後に多血小板血漿処置を行う場合は、区分番号「J003-4」多血小板血漿処置を算定する。また、引き続き創傷部位の処置(多血小板血漿処置を除く。)が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
- (6) 「注1」に規定する加算は、入院前に区分番号「J003-2」局所陰圧閉鎖処置(入院外)を算定していた患者が、引き続き入院中に局所陰圧閉鎖処置(入院)を行った場合は算定できない。
- (7) 「注2」の持続洗浄加算については、局所感染を伴う難治性創傷(局所感染が存在するが、その拡大がなく、沈静化すると考えられる創傷及び汚染創に限り、骨髓炎又は骨膜炎を除く。)に対して、持続洗浄を併せて実施した場合に算定する。持続洗浄加算を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。
- (8) 骨髓炎又は骨膜炎を伴う難治性創傷に対して、局所陰圧閉鎖処置と洗浄を行った場合は、「注2」の持続洗浄加算は算定できず、区分番号「J040」局所灌流の「2」骨膜・骨髓炎に対するものを併せて算定する。この場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。
- (9) 局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、**特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる。ただし、切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。**
- (10) 陰圧維持管理装置として単回使用の機器を使用し、局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、**特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて算定した日に週3回に限り算定できる。**
- (11) 初回加算を算定した日、陰圧維持管理装置として**使用した機器及び本処置の医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。**
- (12) 「注3」の加算における所定点数とは、「注1」及び「注2」の加算を含まない点数である。

特定保険医療材料の定義について [令和4年3月4日保医発0304第12号]

159 局所陰圧閉鎖処置用材料

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」又は「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) 創傷を密封し、陰圧を付加することにより、肉芽形成の促進及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第9号]

159 局所陰圧閉鎖処置用材料

- (1) 局所陰圧閉鎖処置用材料は以下の場合にのみ算定できる。
ア.外傷性裂開創(一次閉鎖が不可能なもの) イ.外科手術後離開創・開放創 ウ.四肢切断端開放創 エ.デブリードマン後皮膚欠損創 オ.術後縫合創(手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合に限る。)
- (2) 主として創面保護を目的とする被覆材の費用は、当該材料を使用する手技料の所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (3) 局所陰圧閉鎖処置用材料は局所陰圧閉鎖処置**開始日より3週間を標準として算定できる。特に必要と認められる場合については4週間を限度として算定できる。3週間を超えて算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。**ただし、感染等により当該処置を中断した場合にあつては、当該期間は治療期間に含めない。
- (4) 局所陰圧閉鎖処置用材料を使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (5) (1)「オ」については、区分番号「A301」特定集中治療室管理料、区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。
- ア. BMIが30以上の肥満症の患者
 - イ. 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - ウ. ステロイド療法を受けている患者
 - エ. 慢性維持透析患者
 - オ. 免疫不全状態にある患者
 - カ. 低栄養状態にある患者
 - キ. 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
 - ク. 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- (6) (1)「オ」について、(5)以外の患者に対して使用した場合は、局所陰圧閉鎖処置用材料に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれ、局所陰圧閉鎖処置用材料は算定できない。

特定保険医療材料の定義について [令和4年3月4日保医発0304第12号]

180 陰圧創傷治療用カートリッジ 次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) 管理された陰圧を付加することで、創傷の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒を促進することを目的とするものであること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について [令和4年3月4日保医発0304第9号]

180 陰圧創傷治療用カートリッジ

- (1) 陰圧創傷治療用カートリッジは以下の場合に算定する。
 - ア. 入院中の患者以外の患者に対して使用した場合
 - イ. 入院中の患者に対して使用した場合(術後縫合創に対して、手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合に限る。)
- (2) (1)「イ」については、区分番号「A301」特定集中治療室管理料、区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。
 - ア. BMIが30以上の肥満症の患者
 - イ. 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - ウ. ステロイド療法を受けている患者
 - エ. 慢性維持透析患者
 - オ. 免疫不全状態にある患者
 - カ. 低栄養状態にある患者
 - キ. 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
 - ク. 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- (3) (1)「イ」について、(2)以外の患者に対して使用した場合は、陰圧創傷治療用カートリッジに係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれ、陰圧創傷治療用カートリッジは算定できない。

販売名: RENASYS創傷治療システム
承認番号: 22400BZX00276000

販売名: PICO創傷治療システム
承認番号: 22600BZX00226000

販売名: RENASYS アブドミナルキット
承認番号: 30300BZX00144000

スミス・アンド・ネフュー株式会社 ウンドマネジメント事業部

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 TEL.03-5403-8830

<http://www.smith-nephew.com/japan/>

®Trademark of Smith+Nephew

© 2020-2022 Smith+Nephew

RN-31
202206-7